

環境省は【人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～】を令和3年3月に、動物愛護管理室より発行しました。

環境省ホームページよりダウンロードできます。

身近のささいな情報の中に、大きな出来事になってしまうきざしがひそみます。社会福祉と動物愛護管理が連携し合い、前もって事故を防ぎ、さまざまな支援にすすむために・・・

動物でお困りの方や、動物を好ましく思わない方々と、動物に思いを寄せる人たちが同じ地域に暮らします。お互いが住みやすい社会づくりのために、福祉職と動物職がつながり合い、人と動物にとって好ましくない事の起こる前に、さまざまな情報を持ち合いながら、改善や解決の対策を目指す、ペットの飼い方・簡単チェックシートをつづりました。

参考資料

多機関連携・行政の連携部局	… p-1
// 市区町村など	…………… p-2
// 公益／民間／事業者など	… p-2
問題の解決策・参考例	…………… p-2
問題の参考例 動物に起因	…………… p-3
// 飼い主に起因	…………… p-3
解決への課題・方向付け	…………… p-3
課題への対策目標	…………… p-3
動物（ペット）の飼い方のルール	p-4

チェックシート

1. 動物の状況	…………… p-4
2. 飼育状況	…………… p-5
3. 飼い主の状況	…………… p-5
4. ご近所との関係	…………… p-6
5. 飼い主の飼育上の問題	…………… p-6
6. 飼い主の意向	…………… p-7
7. 周囲の見解	…………… p-7
8. 対応計画・協力者・保護譲渡など	… p-7
飼い主さんとペットの覚書	…………… p-8

参考資料 2022年8月現在

多機関連携・行政（役所）の連携部局

国の連携部局

環境省自然環境局総務課
 厚生労働省子ども家庭局保育課
 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
 厚生労働省社会・援護局保護課
 厚生労働省庁社会
 ・援護局障害保健福祉部障害福祉課
 厚生労働省社会
 ・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
 その他・地域共生推進室 など

都道府県・指定都市・中核市の連携部局

動物愛護管理主管部
 保育主管部（局）
 児童福祉主管部（局）
 母子保健主管部（局）
 民生主管部（局）
 障害保健福祉主管部（局）
 介護保険主管部（局）
 その他
 動物愛護管理センター（通称・総称）など

※令和3年3月、国からの「通知・周知」を受けた自治体の部局や組織など。



多機関連携 市区町村など

各自治体などにより、専任、兼任など様々と思われます。

「保健所」との認識が多いですが、市町などに立地の県の部局のこともあります。少数ですが、動物愛護管理係を置く自治体が増え始めています。

※環境省ガイドラインから一部を引用しました。

1. 保健所又は役所の・動物愛護管理（通称）
2. 保健所・社会福祉部局
 - 生活保護／困窮者支援／高齢者福祉
 - 障害者福祉／児童福祉
3. 福祉事務所（保健所と重複有り）
4. 自立相談支援機関
5. 地域包括支援センター
6. 基幹相談支援センター
7. 認知症初期集中支援チーム
8. 児童相談所
9. 社会福祉協議会
 - ・地域福祉コーディネーター
 - ・生活支援コーディネーター
 - ・自立支援コーディネーター
 - ・ボランティアコーディネーター
10. 居宅介護支援事業所／高齢者福祉
11. 相談支援事業所
 - ／障害者福祉（相談支援専門員）
12. 民生委員
13. 動物愛護推進員／行政委嘱
ほか

動物愛護関連 多機関連携 公益／民間／事業者など

1. 政府系動物愛護関連4団体（略称・通称）
愛護協会 福祉協会 愛玩協会 獣医師会
2. 民間公益法人団体 社団（略称） など
3. 民間法人団体 一社 NPO（略称） など
4. 地方自治体契約 民間団体（個人含む）
5. 地方自治体登録 民間団体（個人含む）
6. 地方自治体等公認 民間団体（個人含む）
7. そのほかの 民間団体（個人含む）
8. 民間グループ（〇〇会・お仲間 など）
9. 民間個人（名称・有／無 など）
10. 民間事業者 開業動物病院
11. 民間事業者 ペットショップ 各種学校
ホテル トリミング シッター
トレーナー 老ペットホーム など
12. 民間非営利事業 保護犬猫カフェ
譲渡会 など
ほか

問題の解決策・参考例

1. 医療へのつなぎ支援
2. 福祉へのつなぎ支援
3. 成年後見へのつなぎ支援
4. 介護サービス等へのつなぎ支援
5. ゴミの片づけ支援
6. 訪問傾聴支援
7. 関係者の関係づくり支援
8. 地域での関係づくり支援
ほか

問題の参考例 動物に起因

※動物愛護法より抜粋しました。

1. 頻繁な鳴き声
2. 餌やふん尿、汚物の臭気
3. 飛び散る羽毛や毛
4. 集まる不衛生生物（鼠、蠅、蚊、蚤など）
5. 動物の栄養不良
6. 爪が伸び著しく汚れている
7. 動物の疾病
ほか

問題の参考例 飼い主に起因

※動物愛護法に従わないなど。

1. 繁殖制限手術拒否（不妊・去勢手術）
2. 不適切飼養
3. 多頭飼育
4. 殺傷・衰弱虐待
5. 遺棄・捨てる、置き去り
※異変へのきざしなど。
6. 動物を手放せない
7. 飼育の費用が無い
8. 親族の協力が無い
9. 周辺とのトラブル
10. 近隣とコミュニケーションが無い
11. ゴミ屋敷
12. 健康を保てない（病弱など）
13. 入院拒否
14. 訪問傾聴拒否・困難
15. 責任能力障害
16. 介護が必要（認知障害ほか）
17. 情緒・行動・日常生活が極めて不安定
18. 動物に特別の異常な思い入れがある
ほか

解決への課題・方向付け

飼い主の異変 通常と異なる事案

障害者手帳の有無（知的・精神）
 金銭管理状況（生活保護・借金ほか）
 既往歴
 日常生活・動作の流れ
 生活の異常性（ゴミ出し・片付け）
 社会参加・対人交流
 極端な好み
 特別な状況
 終末期医療 ほか
 身体の異常性（外見・容姿から）
 ほか

課題への対策目標

1. 専門多機関の受け入れ対策
2. 飼い主とのコミュニケーションの可否
3. 飼い主との良好な関係作り対策
4. これ以上頭数を増やさない対策
5. 現在の多頭数を減らす対策
6. 飼い主を、適正な飼養環境に変える対策
7. 飼育資金の支援
8. 飼育物資の支援
9. 飼育手伝いの支援
10. 家族・親族・知人・友人等の介入の可否
11. 法規・法令、条例や行政施策執行の可否
12. 医師の治療の要否
ほか

動物（ペット）の飼い方のルール

昭和48年／1973年に動物の保護及び管理に関する法律（現在の動物愛護法・通称）が制定されました。（以下、ペットを法律通りに動物とします。）

動物の飼い方ルールは、その時から大きく変わっていません。例えば東京都では古くから猫の飼い方3原則として、**1 室内飼育** **2 繁殖制限** **3 身元の表示** などの普及に努めました。

当初から「遺棄・虐待」に罰則がありましたが、広く知れ渡らなかったため、検挙はほとんどありませんでした。動物の法律が大きく変わり初めたのは、旧・動物保護法（略称）が動物愛護法（同）に変わり「ペットは単なる愛玩物ではない、命あるものである。」などといわれてからです。大きな改正の一つは過料だけだった違法行為に、現在の懲役刑や高額の罰金刑500万円などができたことです。

概ね5年ごとの法改正の都度、各種罰則のほかに、動物取扱業についての規制などが厳しく変わってきました。命ある動物と、値段のつくモノの双方の考え方には、根深い思いの違いが続いているようです。

法のもと、すべての人に当てはまる動物の飼い方のルールは、それほど多くありませんし、難しいことでも無いので書き出しました。

- 飼い主は、動物の一生を飼いつける。【終生飼養】
- 飼い主は、動物の本能習性生理生態を理解し適正に飼う。【適正飼養】
- 動物に産ませても飼えないときは、不妊去勢手術をする。【繁殖制限】
- 動物を捨てる、弱らせる虐待、傷つける、殺すなどは大きな犯罪です。
- 犬を登録し鑑札などを外しません。【狂犬病予防法・罰則があります。】

その他には、万事やむを得ずどうしても飼いつけられないおそれのときは、飼い主自身が動物の譲り受け先を探す。動物が飼い主の近隣周辺の保全を侵し、飼い方指導や勧告、命令に従わないときにも罰則があります。犬に登録鑑札を着けず、狂犬病予防注射を受けないで、注射済票がないときは罰則が最大4つですが、2020年令和2年の動物愛護法改正でマイクロチップが取り入れられました。見た目では分からないため、確認方法や罰則などについてのほか、詳しくは所管の市区町村へのお問合せをお願いしております。

飼い主が知らずに間違いを続けているルールも少なくありません。人も動物も不幸になる事を前もって防ぐために、人と動物をつなぐ福祉がすすめられます。

動物の飼い方・チェックシート

年 月 日 記入

1. 動物の状況

当てはまる項目を チェック、その他は記入又はお手元の別紙（用紙）などに記録してください。（以下同じです。）

犬・猫・魚・鳥などの種類と数、おす・めすの区別などを記入してください。

（例・猫チンチラ他3匹子猫含むおす2・めす1
大型秋田犬2頭おす 水槽にトカゲ など）

犬と猫について 不妊去勢手術済／めす 頭・おす 頭 未手術／めす 頭・おす 頭

未手術の理由を記入してください。（

（例・可哀想／繁殖が動物にとって自然／仔犬仔猫が好き／費用を出せないなど）

飼い始めた理由 購入 頼まれて 保護 譲り受け 野良猫を拾った 動物に依存
動物に執着 その他（

犬の登録と識別 犬の法定登録と、鑑札票かマイクロチップ有（番号 ） / 無
狂犬病予防注射済票有 / 無 猫の首輪有 / 無 鼻紋登録有 / 無 その他（

2. 飼育状況

場所 室内（ケージ） 室内（放飼） 屋外（小屋） 屋外（放飼） 出入り自由 外飼
野良猫に定時定点の給餌 その他（

手入れ 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない 鳥かごや水槽に目立つ汚れ
その他（

餌やり 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない 足りている / 足りない
不足で弱っている 餌代に困っている その他（

水やり 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない その他（

トイレの世話 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない トイレ砂が買えない
悪臭 糞尿の放置 飼い主の体調が悪く世話ができない その他（

必要時の通院 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない その他（

室温調整 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない その他（

しつけ 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない その他（

動物への接し方 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない その他（

散歩・運動 時々 毎日 1日数回 あまりしない しない リード使用有 / 無
その他（

遊び 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない その他（

清潔ケア 行届いてる やや不備（ ） 行届いていない その他（

3. 飼い主の状況

次ページの詳細事項について、飼い主さんの状況から具体的な事例などが見られた際に、連携できる下記などの福祉関係部局とつながりを取り合えます。

1. 対象者が 65 歳以上の場合 ・地域包括支援センター・民生委員

2. 対象者が 65 歳未満の場合

○ 精神状態が不安定、精神障害者 ・保健所・基幹相談支援センター等

○ 障害者（知的・身体） ・市区町村の障害者支援課・基幹相談支援センター等

○ 生活保護受給者 ・福祉事務所

○ 経済的に困っている ・自立相談支援センター等（お金に困っている方の総合相談窓口）

○ いずれにも当てはまらない ・社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター）・民生委員

飼い主さんについて下記の詳細事項の他、お気づきのことなどをお差し支えの無い範囲でお手元の用紙などに記録・記入してください。記入した用紙などの個人情報のお取り扱いには充分にご留意ください。

飼い主さんの状況：動物の強い臭い 動物の毛が衣服に大量に付着 不衛生感（入浴・洗顔・整髪・爪・髭・歯が抜けたまま） **不健康感**：少ない食事量 痩せ過ぎ 感情の異変：怒鳴る 動物を叱りつける **暮らし向き**：人を避ける ゴミ屋敷 家族隣人から疎まれる 福祉の在宅サービス拒否 飼い主の同居全員に障害 居宅外壁に多数の張り紙 見せられない陰湿な居室有り **動物が**：異常に鳴く 吠える 噛み付く **本人が**：生活困窮 病弱 高齢 ケージの大きさと動物のつり合いに気づかない トラブルから転居が頻繁 近隣を行動や用具で威嚇 享楽を動物に転嫁・依存 **他人とは**：改善に向けた対話に理解が無い 他からの愛情が無くペット愛へ 支援の訪問者に近隣他者が一斉に注目 ペットはいないと虚言 **飼い主責務など**：犬の未登録 役所の訪問を追い返す お金がなく不妊去勢手術をしない **その他**：病気治療等の予約無視が頻繁になる 気持ち考えが急変 餌やりを咎められ多数の猫を室内飼い 認知が発症 記憶障害が発症 飛び抜けた嗜好や趣味に突然向かう 生活上の経済事情後退が顕著に つなぎ支援・関係づくり支援などが必要 専門的な医療が必要 その他（

※その他の参考例：連携が想定される他の部局・機関・分野など。他に障害などの、進展・履歴など。

4. ご近所との関係

苦情 鳴き声有 無 ふん尿・汚物・動物の臭い有 無 羽毛や毛の飛散有 無 ネズミ・はえ・蚊・ノミなどへの苦情有 無 ご近所からの苦情は無い 苦情はあったが解決した 苦情が続いておりコミュニティといがみ合いがある ゴミ屋敷に近い その他（
つき合い 親しい住民がいる いない 町会や理事会に知り合いがいる いない ほかの住民と会えば挨拶する程度 近所との付き合いはない その他（
飼育の周知 動物飼育を隠している 飼い方などが知れ渡っている 飼い方は問題になっていない 犬の散歩時に立ち話などをする 野良猫への餌やりを知られている その他（
住宅事情 戸建を所有・居住年数 ____ 年 戸建を賃借・居住年数 ____ 年 マンションなどを所有・居住年数 ____ 年 マンションなどを賃借・居住年数 ____ 年 ペット飼い主の会などが有 無 管理規約にペット飼育可 禁止 その他（

5. 飼い主の飼育上の問題

多過ぎる飼育数 病気で入退院 施設に入所 介護支援を受け始めた 身体機能が極めて悪化 動物へ出費が困難 不適切な飼い方が目立つ 終生飼養の認識が無い 動物衰弱虐待の疑いが濃い 餌やり水やりの出来ないことがある 糞尿の片付けができない 飼い方が動物の習性生理などに背き極めて自分流 適正飼育の指導を受ける機会が無かった 近隣苦情に改善の対応ができない 不妊去勢手術に強い抵抗がある 動物に限らないコレクター 身の回りの掃除ができない その他（

6. 飼い主の意向

飼い続ける意向：有 理由：（

無 理由：引越 改築 転居先ペット不可 本人のアレルギー 同居人のアレルギー

飼い主が：入院 施設に入所 障害 介護 動物について：飼う種類変更 飼う情熱が無く

なった その他：子供の情操教育が終った 動物介在療法が終った 結婚の相手が動物嫌い ペット

が懐かない 本人の妊娠出産 同居人の妊娠出産 増やしすぎた ペットが老齢で世話ができない

無駄吠えの苦情から 咬み癖 留守時泣き止まない ペット同士が馴染まない その他（

飼い主の考え：殺処分・安楽死も方法と思う 動物ボランティアに引取依頼 保健所に引取依頼

外に出す 自力で譲り先を探す 有料譲り先を使う 手放すのをやめる 譲り先を見つけてほ

しい 譲り先が見つかるまでこのままで 解決方法を知りたい その他（

7. 周囲の見解

家族・親族：（

近隣：（

動物仲間：（

専門職（福祉職・動物職）：（

支援が必要 適正飼養指導（動物職） 不妊去勢手術実行（動物職・近隣・動物仲間） 放し飼いの

中止（動物職・福祉職・近隣・動物仲間） 給餌給水の適正化（動物職・動物仲間） 糞尿処理手伝い（近隣

・動物仲間） コミュニケーション困難（福祉専門職） 人間嫌い（福祉専門職） 飼養知識不足（動物職）

孤立・孤独（福祉専門職） 認知症の恐れ（福祉専門職） 障害の恐れ（福祉専門職） その他（

支援不要：（

8. 対応計画・協力者・保護譲渡など

支援が必要な場合の：目標（

// : 具体的な対策（

対応計画などをすすめる際の協力者 有/誰が：

何を： 無 その他（

保護譲渡などについて 具体的な協力実行者が有/誰が：

何を： 無 その他（

人と動物の福祉をすすめる際に、飼い主さんと動物を護ることは欠かせませんが、現実では動物の保護や譲渡の実行が極めて困難な個人活動などです。公的な仕組みの整備が求められており、動物職・福祉職とも活動が限られます。将来的には福祉職、動物職が法の下で連携し合い、適切な執行や活動が速やかにできるように、法規法令制定や改正への働きかけも考えられ始めています。ワンウェルフェアではそのような活動の推進を積極的に試みています。

<input type="checkbox"/> 飼い主のおところ <input type="checkbox"/> 又は事態の現場	都道 府県	市区 町村	
お名前	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 20代以下 <input type="checkbox"/> 20～40代 <input type="checkbox"/> 40～60代 <input type="checkbox"/> 60代以上	およそ 歳位
職業（年金・被扶養・生活保護などそのほか）		家族構成（単身・既婚・同居人や親族の有無ほか）	

飼い主さんとペットとの覚書

いざという時のために・もしもの時にそなえて・また、人もペットも不幸にならないために。
飼い主さんの覚書のほかに、ほかの方の目につくところにも書き出しておきたいことから。

<p>飼い主さんとご家族の、お名前、ご住所、電話番号</p> <hr/> <p>飼い主さんのご親族・ご友人などの、お名前、ご住所、電話番号</p> <hr/> <p>ペットの種類／特徴</p> <hr/> <p>ペットの数と呼び名</p> <hr/> <p>ペットの主治医・病院</p> <hr/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>飼い主さんが利用している、または利用できるペット事業者など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットホテル ・トリミングサロン ・ペットシッター ・ペットトレーナー ・保護犬猫カフェ・老犬猫ホーム など </div>	<p>ペットの病気・持病</p> <hr/> <p>ペットフードについて・好み・嫌い</p> <hr/> <p>犬の登録番号・鑑札・注射済票 ・マイクロチップ</p> <hr/> <p>IT サービス・GPS・鼻紋など</p> <hr/> <p>懇意のペットショップ・会員証など</p> <hr/> <p>飼い主さんの福祉サービス名・事業所名</p> <hr/> <p>ペット保険名・加入会社名</p> <hr/> <p>相談のできる動物愛護団体 動物愛護推進員 動物ボランティア など</p> <hr/> <p>そのほか／写真 など</p>
--	---